

平成26年度第2回旭川市子ども・子育て審議会
放課後児童健全育成事業専門部会 議事録

- 開催日時 平成26年12月10日(水) 19:05～19:30
- 開催場所 旭川市第二庁舎3階 問診指導室
- 出席者
 - ・ 部会委員 斎藤委員, 佐藤委員, 菅沼委員, 千田委員, 松村委員
 - ・ 旭川市子育て支援部こども育成課
堀内課長, こども育成係 八木係長, 田上主査, 佐々木

○ 議事概要

- 1 開会
- 2 協議事項

(1) 「事業を利用できる事由について」の答申案について

- ・ 事務局より, 資料1に基づいて答申案の内容を説明し, 協議を行う。

(事務局説明内容)

- ・ 前回の会議で, 市の考えは妥当だが, 留守家庭児童会の利用事由における表現は修正等を要するのではとの意見があり, これを踏まえて答申案を整理した。なお, 前回提示した「適正かつ公正な利用確保」という表現は「安全で適切な利用を図る」に, 「衣服の着替えやトイレなど, 身の回りのことがおおむね一人でできること」の後に「(個別にご相談ください)」の表現を加えるなど修正を考えている。

(部会長)

- ・ 表現の訂正案も提示されているが, 訂正案の内容も協議した方がよいか。

(事務局)

- ・ 適当かどうかといった点でご意見を頂戴できればと思う。

(委員)

- ・ 「個別にご相談ください」との表現が唐突な感じがする。「うちの子は大丈夫かしらと思う人は」とか「ご心配な方は」といった表現を加えた方が分かりやすいように思う。

(部会長)

- ・ 意見のあった表現を加える形で, 保護者に分かりやすく対応いただければと思う。

(2) 「事業の優先利用について」の答申案について

- ・ 事務局より, 資料1に基づいて答申案の内容を説明し, 協議を行う。

(事務局説明内容)

- ・ 前回の会議で, 市の考えは妥当との意見であったことから, これを踏まえて答申案を整理した。

(委員)

- ・事業を利用できる事由について「身の回りのことがおおむね1人でできること」とある中で、「障害がある児童」が優先利用できることに矛盾があるように感じた。

(事務局)

- ・障害の有無については、民間事業者の中で障害がある児童に特化した児童クラブの設置も考えられることから、放課後児童健全育成事業の利用事由として制約するものではない。ただし、選考を行う場合、保護者に対し十分な説明を行う上でも、障害の有無は優先的利用の項目として整理が必要と考えることから、検討すべき事項として挙げた。
- ・この中で、本市が運営する留守家庭児童会では、施設の状況等から、最低でも身の回りのことがおおむね1人でできることを利用可能な事由とし、これを前提とした上で、障害がある場合は、留守時間よりも優先度は低いが、優先的に利用できると整理した。

(委員)

- ・確認だが、優先利用の考え方は各事業者の裁量ということか。

(事務局)

- ・そのとおり。

(部会長)

- ・部会の意見は特になしとし、答申案は事務局案のとおりとする。

(1)、(2)を通して、部会長が確認の上で答申を作成することとした。

3 閉会